



【発信日】 令和4年7月6日

【問い合わせ先】

福井県大野市天神町1-1 大野市役所（2階25番窓口）

教育委員会事務局教育総務課 指岡、銅、古谷

電話 0779-64-4827（内線2801）

E-mail kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp

### 学校改修にふさわしい設計者を選ぶヒアリング等を公開します

～大野市立学校改修実施設計業務に係る公募型プロポーザル～

大野市教育委員会では、開成中学校、陽明中学校、下庄小学校の各改修工事の実施設計を担当する設計者を選定するため、公募型プロポーザルによる手続きを行っています。

各プロポーザルの第一次審査を通過した設計共同体から技術提案書が提出されましたので、その内容について、下記のとおりプレゼンテーションとヒアリングを一般公開で実施します。

つきましては、周知について報道方お願いいたします。

記

#### 1 日時

下庄小学校 7月13日（水）午前10時～（開場は午前9時30分）

陽明中学校 7月13日（水）午後2時30分～（開場は午後2時）

開成中学校 7月14日（木）午後1時30分～（開場は午後1時）

#### 2 場所

結とぴあ（多田記念大野有終会館）3階 305・306号室

（住所：大野市天神町1番19号）

#### 3 概要

##### （1）技術提案書とは

プロポーザル方式における技術提案書は、具体的な改修案を評価する「設計競技」や、提案書自体を評価する「作品」とは異なり、課題（テーマ）に対する解決方法等のアイデアや考え方を示したものです。この技術提案書から、設計者の豊富な実績と専門的な知識を見極め、学校施設改修の実施設計にふさわしい「ひと（設計者）」を選びます。

##### （2）実施方法

①プレゼンテーション及びヒアリングは、地域住民及び報道関係者を対象に公開で行います。

②プレゼンテーション及びヒアリングは、「A社」、「B社」等、技術提案者を特定することができないように設計共同体名を伏せて行います。説明者は、事務所名や個人名等の判別又は推察ができる言動を行うことはできません。

③プレゼンテーション及びヒアリングの持ち時間は35分とし、技術提案者の説明を15分、選定委員会の質問を20分とします。

(3) 傍聴について

- ① 傍聴は、新型コロナウイルス感染症対策による会場の都合上、先着50人までとします。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングのみの傍聴とします。ヒアリング後の選定委員会による審査は、非公開のため傍聴することはできません。
- ③ 傍聴者は、発言できません。
- ④ 著作権法の規定により、傍聴者に技術提案書等の資料を配付することはできません。また、スクリーンや白板に掲出された資料の撮影及び音声の録音はできません。
- ⑤ プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、本プロポーザルに参加する他者のプレゼンテーション及びヒアリングの傍聴はできません。また、本プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、他2校のプロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングについても傍聴できません。

※詳細は別紙実施要領をご覧ください。

- 別紙1 下庄小学校改修実施設計業務委託プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング  
実施要領
- 別紙2 陽明中学校改修実施設計業務委託プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング  
実施要領
- 別紙3 開成中学校改修実施設計業務委託プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング  
実施要領

# 下庄小学校改修実施設計業務委託プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

## 1. 目的

下庄小学校施設の改修に当たり、設計共同体の組織や技術者の資質、取組み意欲、技術力等を適切に評価し優れた設計者を選定するため、設計共同体による技術提案のプレゼンテーションとヒアリングを実施します。

## 2. 実施日時

下庄小学校 令和4年7月13日（水）午前10時から（開場は午前9時30分）

## 3. 実施場所 結とぴあ（多田記念大野有終会館）3階 305・306号室 （住所：大野市天神町1番19号）

## 4. 実施内容

以下の項目について、あらかじめ提出された技術提案書について設計共同体からプレゼンテーション（説明）を受けた後、大野市立学校改修実施設計業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員によるヒアリングを行います。

（1）業務の実施方針及び手法（様式8）

（2）技術提案を受けるテーマ

テーマ① 新しい時代の創造的な学習空間（様式9-1）

テーマ② 環境に配慮した建物の長寿命化改修（様式9-2）

テーマ③ 工事中の既存校舎における学校運営の継続に際し、児童生徒等の負担を軽減する工法や工程計画（様式9-3）

## 5. 実施方法

（1）プレゼンテーション及びヒアリングは、地域住民及び報道関係者を対象に公開で行います。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングは、「A社」、「B社」等、技術提案者を特定することができないように設計共同体名を伏せて行います。説明者は、事務所名や個人名等の判別又は推察ができる言動を行うことはできません。

（3）説明者は、管理技術者、各主任担当技術者2名のいずれかを含む3名以内とします。

（4）プレゼンテーションは、提出された技術提案書の記載内容について、スクリーンとプロジェクター、白板を使用し説明することとします。

（5）プロジェクターなどを用いて映写する際に使用する資料は、提出した様式8、

様式9-1、様式9-2、様式9-3と同一のものとし、画像は静止画像とします。

- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、技術提案書を事務局へ提出した際に、技術提案書の受付順でくじを引いて決定します。くじ引きでは、点数が書かれたくじを3回引き、その合計点数が一番高い設計共同体から順番にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。点数が同点の場合は、技術提案書の受付順とします。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングの持ち時間は35分とし、技術提案者の説明を15分、選定委員会の質問を20分とします。それぞれ終了1分前にベルを1回、終了時にベルを2回鳴らします。
- (8) 会場で使用する技術提案説明用のプロジェクター、白板（幅180cm×高さ90cm）、マイク及びプロジェクターとパソコンを接続するためのHDMIケーブルは事務局で準備します。パソコン及び接続に必要な変換器等は設計共同体が持参してください。
- (9) スクリーンに映し出される映像の大きさは、幅198cm×高さ148cm程度です。

## 6. 選定委員

選定委員は、選定委員会の委員のうち、学識経験者3名、税理士1名、下庄小学校長1名、下庄小学校PTA1名の計6名とします。

## 7. 禁止事項

次の事項に該当する設計共同体は、失格とします。

- (1) 事務局が設計共同体毎に指定するプレゼンテーション及びヒアリングの開始時間に遅刻した場合。ただし、選定委員会がやむを得ない事由と判断した場合は、この限りではありません。
- (2) 選定委員会及び事務局の指示に従わない場合。
- (3) プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像等の内容が、様式8、様式9-1、様式9-2、様式9-3の内容と相違がある場合、又は動画や追加資料を用いた場合。
- (4) プレゼンテーションにおいて、事務所名や個人名等が判別・推測できる言動、説明、映写を行った場合、又は事務所や個人名等が判別・推測できるものを身につけている場合や所持している場合。

## 8. 傍 聴

- (1) 傍聴は、会場のスペースの都合上、先着50人までとします。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングのみの傍聴とします。ヒアリング後の選定委員会による審査は、非公開のため傍聴することはできません。
- (3) 傍聴者は、発言できません。
- (4) 著作権法の規定により、傍聴者に技術提案書等の資料を配付することはできません。また、スクリーンや白板に掲出された資料の撮影及び音声の録音はできません。
- (5) プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、本プロポーザルに参加する他者のプレゼンテーション及びヒアリングの傍聴はできません。また、プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、7月13日に実施する陽明中学校改修実施設計業務委託プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリング、7月14日に実施する開成中学校改修実施設計業務委託プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングについても傍聴できません。

## 9. 結果発表

後日、最優秀提案者及び次点者（優秀提案者）の評価点の総合計について大野市ホームページ等にて公表します。

## 10. その他

ヒアリング及びプレゼンテーションにおいて、本要領に定めのない事項が発生した場合には、選定委員会及び事務局が協議し決定します。また、その内容は、必要に応じて設計共同体全員にお知らせします。

# 陽明中学校改修実施設計業務委託プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

## 1. 目的

陽明中学校施設の改修に当たり、設計共同体の組織や技術者の資質、取組み意欲、技術力等を適切に評価し優れた設計者を選定するため、設計共同体による技術提案のプレゼンテーションとヒアリングを実施します。

## 2. 実施日時

陽明中学校 令和4年7月13日（水）午後2時30分から（開場は午後2時）

## 3. 実施場所 結とぴあ（多田記念大野有終会館）3階 305・306号室 （住所：大野市天神町1番19号）

## 4. 実施内容

以下の項目について、あらかじめ提出された技術提案書について設計共同体からプレゼンテーション（説明）を受けた後、大野市立学校改修実施設計業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員によるヒアリングを行います。

（1）業務の実施方針及び手法（様式8）

（2）技術提案を受けるテーマ

テーマ① 新しい時代の創造的な学習空間（様式9-1）

テーマ② 環境に配慮した建物の長寿命化改修（様式9-2）

テーマ③ 工事中の既存校舎における学校運営の継続に際し、児童生徒等の負担を軽減する工法や工程計画（様式9-3）

## 5. 実施方法

（1）プレゼンテーション及びヒアリングは、地域住民及び報道関係者を対象に公開で行います。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングは、「A社」、「B社」等、技術提案者を特定することができないように設計共同体名を伏せて行います。説明者は、事務所名や個人名等の判別又は推察ができる言動を行うことはできません。

（3）説明者は、管理技術者、各主任担当技術者2名のいずれかを含む3名以内とします。

（4）プレゼンテーションは、提出された技術提案書の記載内容について、スクリーンとプロジェクター、白板を使用し説明することとします。

（5）プロジェクターなどを用いて映写する際に使用する資料は、提出した様式8、

様式9-1、様式9-2、様式9-3と同一のものとし、画像は静止画像とします。

- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、技術提案書を事務局へ提出した際に、技術提案書の受付順でくじを引いて決定します。くじ引きでは、点数が書かれたくじを3回引き、その合計点数が一番高い設計共同体から順番にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。点数が同点の場合は、技術提案書の受付順とします。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングの持ち時間は35分とし、技術提案者の説明を15分、選定委員会の質問を20分とします。それぞれ終了1分前にベルを1回、終了時にベルを2回鳴らします。
- (8) 会場で使用する技術提案説明用のプロジェクター、白板（幅180cm×高さ90cm）、マイク及びプロジェクターとパソコンを接続するためのHDMIケーブルは事務局で準備します。パソコン及び接続に必要な変換器等は設計共同体が持参してください。
- (9) スクリーンに映し出される映像の大きさは、幅198cm×高さ148cm程度です。

## 6. 選定委員

選定委員は、選定委員会の委員のうち、学識経験者3名、税理士1名、陽明中学校長1名、陽明中学校PTA1名の計6名とします。

## 7. 禁止事項

次の事項に該当する設計共同体は、失格とします。

- (1) 事務局が設計共同体毎に指定するプレゼンテーション及びヒアリングの開始時間に遅刻した場合。ただし、選定委員会がやむを得ない事由と判断した場合は、この限りではありません。
- (2) 選定委員会及び事務局の指示に従わない場合。
- (3) プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像等の内容が、様式8、様式9-1、様式9-2、様式9-3の内容と相違がある場合、又は動画や追加資料を用いた場合。
- (4) プレゼンテーションにおいて、事務所名や個人名等が判別・推測できる言動、説明、映写を行った場合、又は事務所や個人名等が判別・推測できるものを身につけている場合や所持している場合。

## 8. 傍 聴

- (1) 傍聴は、会場のスペースの都合上、先着50人までとします。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングのみの傍聴とします。ヒアリング後の選定委員会による審査は、非公開のため傍聴することはできません。
- (3) 傍聴者は、発言できません。
- (4) 著作権法の規定により、傍聴者に技術提案書等の資料を配付することはできません。また、スクリーンや白板に掲出された資料の撮影及び音声の録音はできません。
- (5) プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、本プロポーザルに参加する他者のプレゼンテーション及びヒアリングの傍聴はできません。また、プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、7月13日に実施する下庄小学校改修実施設計業務委託プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリング、7月14日に実施する開成中学校改修実施設計業務委託プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングについても傍聴できません。

## 9. 結果発表

後日、最優秀提案者及び次点者（優秀提案者）の評価点の総合計について大野市ホームページ等にて公表します。

## 10. その他

ヒアリング及びプレゼンテーションにおいて、本要領に定めのない事項が発生した場合には、選定委員会及び事務局が協議し決定します。また、その内容は、必要に応じて設計共同体全員にお知らせします。

# 開成中学校改修実施設計業務委託プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

## 1. 目的

開成中学校施設の改修に当たり、設計共同体の組織や技術者の資質、取組み意欲、技術力等を適切に評価し優れた設計者を選定するため、設計共同体による技術提案のプレゼンテーションとヒアリングを実施します。

## 2. 実施日時

開成中学校 令和4年7月14日（木）午後1時30分から（開場は午後1時）

## 3. 実施場所 結とぴあ（多田記念大野有終会館）3階 305・306号室 （住所：大野市天神町1番19号）

## 4. 実施内容

以下の項目について、あらかじめ提出された技術提案書について設計共同体からプレゼンテーション（説明）を受けた後、大野市立学校改修実施設計業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員によるヒアリングを行います。

（1）業務の実施方針及び手法（様式8）

（2）技術提案を受けるテーマ

テーマ① 新しい時代の創造的な学習空間（様式9-1）

テーマ② 環境に配慮した建物の長寿命化改修（様式9-2）

テーマ③ 工事中の既存校舎における学校運営の継続に際し、児童生徒等の負担を軽減する工法や工程計画（様式9-3）

## 5. 実施方法

（1）プレゼンテーション及びヒアリングは、地域住民及び報道関係者を対象に公開で行います。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングは、「A社」、「B社」等、技術提案者を特定することができないように設計共同体名を伏せて行います。説明者は、事務所名や個人名等の判別又は推察ができる言動を行うことはできません。

（3）説明者は、管理技術者、各主任担当技術者2名のいずれかを含む3名以内とします。

（4）プレゼンテーションは、提出された技術提案書の記載内容について、スクリーンとプロジェクター、白板を使用し説明することとします。

（5）プロジェクターなどを用いて映写する際に使用する資料は、提出した様式8、

様式9-1、様式9-2、様式9-3と同一のものとし、画像は静止画像とします。

- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、技術提案書を事務局へ提出した際に、技術提案書の受付順でくじを引いて決定します。くじ引きでは、点数が書かれたくじを3回引き、その合計点数が一番高い設計共同体から順番にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。点数が同点の場合は、技術提案書の受付順とします。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングの持ち時間は35分とし、技術提案者の説明を15分、選定委員会の質問を20分とします。それぞれ終了1分前にベルを1回、終了時にベルを2回鳴らします。
- (8) 会場で使用する技術提案説明用のプロジェクター、白板（幅180cm×高さ90cm）、マイク及びプロジェクターとパソコンを接続するためのHDMIケーブルは事務局で準備します。パソコン及び接続に必要な変換器等は設計共同体が持参してください。
- (9) スクリーンに映し出される映像の大きさは、幅198cm×高さ148cm程度です。

## 6. 選定委員

選定委員は、選定委員会の委員のうち、学識経験者3名、税理士1名、開成中学校長1名、開成中学校PTA1名の計6名とします。

## 7. 禁止事項

次の事項に該当する設計共同体は、失格とします。

- (1) 事務局が設計共同体毎に指定するプレゼンテーション及びヒアリングの開始時間に遅刻した場合。ただし、選定委員会がやむを得ない事由と判断した場合は、この限りではありません。
- (2) 選定委員会及び事務局の指示に従わない場合。
- (3) プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像等の内容が、様式8、様式9-1、様式9-2、様式9-3の内容と相違がある場合、又は動画や追加資料を用いた場合。
- (4) プレゼンテーションにおいて、事務所名や個人名等が判別・推測できる言動、説明、映写を行った場合、又は事務所や個人名等が判別・推測できるものを身につけている場合や所持している場合。

## 8. 傍 聴

- (1) 傍聴は、会場のスペースの都合上、先着50人までとします。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングのみの傍聴とします。ヒアリング後の選定委員会による審査は、非公開のため傍聴することはできません。
- (3) 傍聴者は、発言できません。
- (4) 著作権法の規定により、傍聴者に技術提案書等の資料を配付することはできません。また、スクリーンや白板に掲出された資料の撮影及び音声の録音はできません。
- (5) プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、本プロポーザルに参加する他者のプレゼンテーション及びヒアリングの傍聴はできません。また、プロポーザルに参加する設計共同体（協力事務所含む）とその関係者は、7月13日に実施する下庄学校改修実施設計業務委託プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリング、陽明中学校改修実施設計業務委託プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングについても傍聴できません。

## 9. 結果発表

後日、最優秀提案者及び次点者（優秀提案者）の評価点の総合計について大野市ホームページ等にて公表します。

## 10. その他

ヒアリング及びプレゼンテーションにおいて、本要領に定めのない事項が発生した場合には、選定委員会及び事務局が協議し決定します。また、その内容は、必要に応じて設計共同体全員にお知らせします。